

## 廃炉安全監視協議会の設置までの経緯について

平成24年12月26日  
福島県原子力発電所の廃炉  
に関する安全監視協議会

### 1 発災後の県の対応と現状

- 発災直後から、国と東京電力に対して、速やかな事態の収束と進捗状況を分かりやすく丁寧な開示等を要請
- 応急的措置の進捗を踏まえ、現地調査等による確認を実施するとともに、仮設設備の信頼性確保等について、国、東京電力に適切な対応を要請（別紙）
- 県民の間には「事故は収束していない」、「現在の状況は安全が確保されているのか疑問」など、国、東京電力の情報公開、対応への不信。
- 事故の完全収束とその後の長期間にわたる廃炉措置の完了に至るプロセスの環境影響リスクの適切な認識と評価が必要
- 一方向の情報伝達ではなく、関係者・組織間で情報や意見を交換する相互作用的過程を充実させ、理解と信頼のレベルの向上を目指すことが重要

### 2 有識者懇談会における監視体制の強化に関する意見交換（平成24年9月）

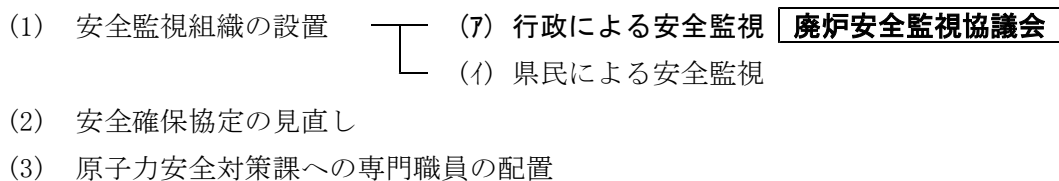
中長期ロードマップに基づく国と東京電力の取組について、立地自治体における今後の安全確保の取組の在り方について幅広い視野から検討を深めるため、有識者との意見交換を行った。

- 有識者 

<small>つのやま しげあき</small> 角山 茂章	会津大学学長（原子炉工学（流体解析・エネルギー））
<small>はせがわ まさゆき</small> 長谷川 雅幸	東北大学名誉教授（原子炉工学（材料工学））
<small>わたなべ あきら</small> 渡邊 明	福島大学教授（気象学（大気環境））
<small>おおば きょうこ</small> 大場 恭子	東京工業大学特任准教授（原子力社会学、技術者倫理）
- 意見交換における論点
  - (1) 地方自治体の関与の在り方
    - ①法令上の権限（国との整理） ②組織・体制 ③専門家の関わり方（外部、内部）
  - (2) 住民参画の在り方

### 3 廃炉に関する新たな安全監視体制の構築（3つの柱）

- 有識者懇談会における意見も踏まえ、本県独自の新たな監視体制の整備の考え方を次のとおりまとめ、このうち、「廃炉安全監視協議会」を12月7日付けで設置した。



(参考) 国及び東京電力による取組

○福島第一原子力発電所1～4号機

(1) 事故の収束に向けた取組

- 23年 4月17日 政府・東京電力統合対策室が、「事故の収束に向けた道筋 当面の取組のロードマップ」を策定
- 7月19日 ステップ1の目標「放射線量が着実に減少傾向にある」を達成
- 12月16日 ステップ2の目標「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」を達成

(2) 中長期ロードマップ（福島第一1～4号機）

- 23年12月21日 政府・東京電力中長期対策会議が、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を策定
- 24年 7月30日 中期的な信頼性向上のため、中長期ロードマップを改訂
- 12月 3日 ロードマップ策定から1年を機会に「これまでの進捗状況と今後の課題」をとりまとめ。4号機使用済燃料の取出し工程を前倒し。
- 12月25日 最新の進捗状況を公表

(3) 中期的安全確保、信頼性向上に関する取組

- 23年10月 6日 保安院は「中期的安全確保の考え方」を決定
- 10月17日 東京電力は「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画を策定（以降、随時修正等の実施）
- 24年 3月28日 保安院は「中長期的な信頼性向上策の策定」を東京電力に指示
- 5月11日 東京電力は「信頼性向上対策に係る実施計画」を策定
- 7月25日 保安院は「信頼性向上対策に係る実施計画に係る更なる対応」を東京電力に指示
- 8月27日、30日 東京電力は「更なる対応」に関する報告書を提出

○特定原子力施設に係る実施計画（福島第一原子力発電所1～6号機）

- 24年11月 7日 原子炉等規制法第64条に基づく指定
- 〃 規制委員会は指定に際し「措置を講ずべき事項」を東京電力に指示
- 12月 7日 東京電力は「特定原子力施設に係る実施計画」を規制委員会に提出
- 12月21日 規制委員会は第1回特定原子力施設監視・評価検討会を開催。

○福島第二原子力発電所

- 23年12月26日 原災法第15条第4項の規定に基づく「原子力緊急事態解除宣言」
- 24年 1月31日 原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画を策定
- 5月17日 4号機の作業完了
- 10月11日 3号機の作業完了  
(平成25年3月までに1・2号機も復旧見込み)

事故収束・廃炉措置等に向けた県の取り組み状況(平成23年度)

平成24年12月26日

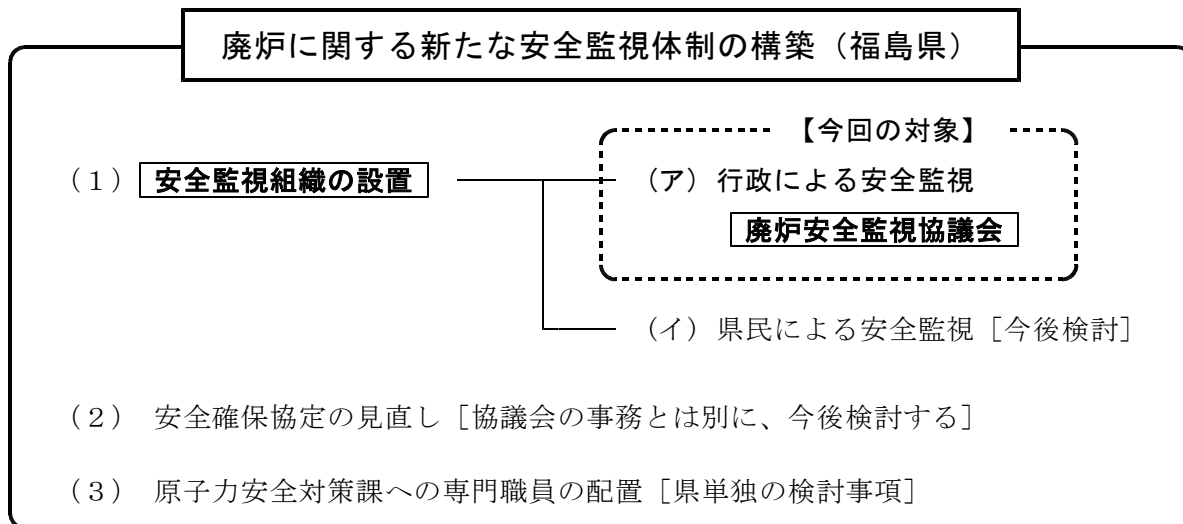
		平成23年度							
		第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
現地調査	回数	第1回	第2回	第3回	第4回			第5回	第6回
	調査日	H23.6.18	H23.8.1	H23.9.22	H23.10.12			H24.2.14	H24.3.1
福島第一原子力発電所	目的	○「事故の収束に向けた道筋」ステップ1(2ヵ月目)の進捗状況(処理水一時貯蔵タンク等)を確認した。 ○今後の課題として、汚染水の浄化汚泥の処理、雨水流入による汚染水の低減対策、高線量瓦礫の撤去と処理について、早急な対策実施を求めた。	○ステップ1の達成状況、ステップ2の進捗状況(4号機燃料プール循環冷却装置等)を確認した。 ○地下水の流入により建屋内滞留水が増加しており、対策の着実な実施を求めた。	○ステップ2の進捗状況(1号機建屋カバー、ガレキ撤去状況等)を確認した。 ○ガレキや廃棄物の保管場所は発電所敷地も限られることから、中長期な課題としての検討を求めた。	○ステップ2の進捗状況(免震重要棟における集中遠隔監視システム等)を確認した。 ○炉注水設備損壊を想定した復旧訓練の状況を確認した。要員移動のルート確保、夜間における操作習熟等の課題への対応を求めた。			○凍結や接合部の緩みにより、放射性物質を含む水の漏えいが多数生じたことから、再発防止対策の実施状況(保温材による凍結防止等)を確認した。 ○2号機原子炉底部温度が故障により上昇したことから、温度監視の現状を確認した。	○4号機原子炉建屋上部のガレキ撤去が進んだことから、損傷した建屋の健全性確認の取組状況、4号機使用済燃料プール及び共用プールの状況を確認した。
現地調査	回数		第1回					第2回	
	調査日		H23.8.10					H24.2.8	
福島第二原子力発電所	目的		○津波による浸水の被害と震災後の対応状況を確認した。 ○冷温停止を維持するための設備の復旧状況、地震や津波に対する緊急安全対策の実施状況が確認できた。					○復旧計画(1月31日)の進捗状況と1号機の高経年化対策の取組状況を確認した。 ○緊急安全対策(南側海岸の防潮堤等)の完了状況を確認した。	
国、東京電力に対する申し入れ	発生事象			台風通過による災害予防	説明不足が県民に不安を与えた	情報提供の遅れ	放射性物質を含む水の海域への流出	配管の凍結による漏えい	原子炉底部の温度上昇(温度計故障)
	実施日			H23.9.21	H23.11.2	H23.11.4	H23.12.8	H24.1.31	H24.2.12
	内容			○台風15号の本県通過に関し、福島第一原子力発電所の台風対策の徹底について、国と東京電力へ申し入れ。	○福島第一・2号機からキセノンが検出され、「臨界」報道されていることに関し、速やかな情報の開示、県民の不安解消のための情報提供について、国と東京電力へ申し入れ。	○キセノン検出に関し、県に情報提供した前日には既に事実を把握していたことから、速やかな情報の開示、県民への分かりやすい情報提供について、東京電力へ厳重抗議した。	○設備トラブルによる汚染水処理水の海域流出に関し、周辺環境への影響評価、再発防止対策等について、東京電力へ申し入れ。	○福島第一の配管の凍結が主たる原因とみられる漏えいに関し、類似箇所の点検の強化、抜本的な凍結による漏えい防止対策の早期実施について、東京電力へ申し入れ。	○福島第一・2号機の原子炉底部の温度上昇(温度計故障)に関し、速やかな対策の実施、今後のリスクを含めた県民への情報提供について、東京電力へ申し入れ。
会議開催	会議名				原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議	原子力事故対応関係市町村会議			
	開催日				H23.9.14	H23.11.29			
	目的				○緊急作業の従事者の被ばく管理等について、東京電力から報告を受け、国(福島労働局、富岡労基署、保安院)、立地町等との情報交換を実施した。 ○作業員の被ばく管理、労働安全衛生の確保に万全を期すよう、国と東京電力へ要請した。	○避難等の指示対象となった13市町村との情報共有を目的として、ステップ2の進捗状況や今後の安全確保対策に関して、保安院と東電から説明を受け、質疑等を実施した。			



		平成24年度													
		第1四半期			第2四半期			第3四半期							
現地調査 福島第一 原子力発電所	回数	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回								
	調査日	H24.5.21	H24.6.14	H24.7.18	H24.8.9	H24.8.28	H24.11.6								
	目的	<p>○4号機使用済燃料プール冷却設備の停止など、仮設備でのトラブルが繰り返されたことから、4月13日に安全管理の徹底を申し入れ、5月18日に改善対策報告書が提出されたことから、その取組状況を確認した。(窒素ガス分離装置、4号機使用済燃料プール循環冷却システム等)</p>	<p>○東京電力が5月に実施した4号機原子炉建屋の健全性確認状況を確認した。 ○屋外に晒されるコンクリート鉄筋等の腐食劣化への対策と、使用済燃料プールの冷却機能喪失事故を想定した外部影響について検討するよう求めた。</p>	<p>○4号機使用済燃料プールからの未照射燃料の取り出し状況を確認した。 ○取り出した燃料の詳細点検の結果を、今後計画されている本格搬出作業の安全に確実に反映させるよう求めた。</p>	<p>○中長期ロードマップの進捗状況と、仮設備の信頼性向上対策の進捗状況、共用プールでの燃料の保管状況を確認した。 ○作業の進捗状況については、以前の状況と写真で対比するなどにより、県民の目に見える形として、より積極的に情報提供することを求めた。</p>	<p>○4号機使用済燃料プールから取出した未照射燃料の健全性確認作業の状況(目視による外観の腐食調査(1体目))を確認した。</p>	<p>○乾式キャスク一時保管施設及び多核種除去設備(ALPS)におけるホット試験前における安全対策実施状況を確認した。 ○1号機原子炉格納容器内調査状況及び2号機原子炉圧力容器の代替温度計設置状況について確認するため、5号機の類似箇所を確認した。</p>								
現地調査 福島第二 原子力発電所	回数				第3回		第4回								
	調査日				H24.8.9		H24.10.17								
	目的				<p>○復旧計画の進捗状況(4号機での冷温停止の安定維持に必要な本設備への復旧作業の完了)を確認した。 ○4号機で9月に予定されている原子炉開放、燃料移動、炉内点検の計画について確認した。</p>		<p>○復旧計画の進捗状況(3号機での冷温停止の安定維持に必要な本設備への復旧作業の完了)を確認した。 ○4号機で実施していた原子炉から使用済燃料プールへの燃料取り出し作業の実施状況等を確認した。</p>								
国、東電に 対する 申し入れ	発生事象	仮設備での類似トラブル多発		1~3号機 原子炉注水量低下		作業従事者登録数の 記載に係る嚴重抗議									
	実施日	H24.4.13		H24.8.31		H24.11.6									
	内容	<p>○仮設備における類似トラブルの頻発に関し、①詳細点検と安全評価の実施、②早期発見と復旧対応等の安全管理の強化、③速やかな情報開示・分かりやすい情報提供について、東京電力へ申し入れ。併せて事業者指導の強化を国へ依頼。 ※5月18日に改善報告書を受理</p>		<p>○福島第一・1~3号機の原子炉注水量の低下事象に関し、パラメータ監視の強化と速やかな報告、早急な原因究明と冷温停止状態の安定的維持について、東京電力へ申し入れ。</p>		<p>○廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおける「作業従事者登録数」の記載について、事実と異なる記載がなされたことに関して、資源エネルギー庁と東京電力に嚴重抗議を行い、事実関係を調査し速やかに回答するよう求めた。 ※11月16日に記載に関する調査結果報告書を受理</p>									
会議開催	会議名	県・立地町合同の専門家 を交えた説明聴取会		県・立地町合同の 説明聴取会		原子力発電所労働者 安全衛生対策連絡会議		福島第一廃止措置等の 安全確認に係る有識者懇談会		県・立地町合同の 説明聴取会					
	開催日	H24.6.28		H24.8.8		H24.9.7		H24.9.18		H24.10.5					
	目的	<p>○「使用済燃料を仮保管する乾式キャスク仮保管設備」及び「4号機原子炉建屋の外壁の局所的な膨らみを考慮した耐震安全性」について、県と立地町の合同で専門家を交えて、東京電力から安全性に関する取り組みについて説明を聴取した。</p>		<p>○「瓦礫等の保管場所の増設」、「多核種除去装置(ALPS)の設備概要及び現地工事」及び「雑個体廃棄物焼却設備の設置」について、県と立地町の合同で、東京電力から安全性に関する取り組みについて説明を聴取した。</p>		<p>○作業員の被ばく管理状況や災害発生状況、APDの不正使用に対する再発防止対策等の取組について、県と立地町、国(福島労働局、富岡労基署、保安院、エネ庁)、東京電力との情報交換を実施した。 ○作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保について、国と東京電力へ要請した。</p>		<p>○廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく国と東京電力の取組に関して、立地自治体における今後の安全確保の取組のあり方について、幅広い視野から検討を深めるため、事故前と事故後を通じて原子力発電所に関わってこられた有識者から意見を伺い、県と有識者を交えた懇談会を開催した。</p>		<p>○「雑個体廃棄物焼却設備の設置」及び「敷地南側エリアの至近のタンク計画」について、県と立地町の合同で、東京電力から安全性に関する取り組みについて説明を聴取した。</p>		<p>○原子力規制委員会が示した「措置すべき事項(案)」について、及び、中長期ロードマップにおける国の役割分担、使用済燃料プールを含めた原子炉建屋の健全性について、規制庁及びエネ庁、東京電力から説明を受け、質疑を行った。</p>		<p>○本県における原子力発電所の廃炉に関する新たな安全監視組織「廃炉安全監視協議会」の設置について、県と立地町、国(福島労働局、原子力規制庁)、東京電力との情報交換を実施した。 ○作業安全確保、就労実態把握、就労環境改善、就労実態の透明性確保、わかりやすい情報開示を、東京電力へ要請した。</p>	
	通 報 連 絡 担 当 者 会 議	会議名			第1回通報連絡担当者会議		第2回通報連絡担当者会議		第3回通報連絡担当者会議 (福島第二原子力発電所視察)		第4回通報連絡担当者会議				
	開催日			H24.7.10		H24.9.3		H24.9.19		H24.10.5					
	目的			<p>○通報連絡事項の見直し及び通報連絡の周辺9市町村への拡大について、立地4町及び周辺9市町村の担当者と意見交換を行いました。</p>		<p>○原子力発電所に関する通報連絡の見直し(7月25日)後の運用状況、見直しにより追加または変更となった新たな連絡事項について、東京電力から説明を受け、意見交換を行った。</p>		<p>○通報連絡協定を新たに締結した市町村を交えて、県と13市町村は、福島第二原子力発電所を視察し、復旧状況と復旧計画の概要について説明を受けました。</p>		<p>○新たな連絡事項及びJヴィレッジに一時保管中の使用済み保護衣等の福島第一原子力発電所への運搬について、東京電力より説明を受け、意見交換を行った。</p>		<p>○新たな連絡事項及び放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに線量管理状況等の報告について、東京電力より説明を受け、意見交換を行った。</p>		<p>○県と関係13市町村は、福島第一原子力発電所を視察し、マスコミ公表資料の情報提供方法及び新たな連絡事項について、東京電力より説明を受け、意見交換を行った。</p>	
防災計画 (原子力災害 対策編) 見直しの経過	出来事	SPEEDIの取扱い状況の 確認結果		第1回原子力防災会議 原子力防災部会				地域防災計画原子力災害対策 編の修正素案に対するパブリック コメント		東日本大震災に関する 福島県の初動対応の検証					
	実施日	H24.4.20		H24.9.5				H24.10.5~H24.11.5		H24.10.9					
	概要	<p>○平成23年3月に電子メールで受信したSPEEDI試算結果の取扱い状況について、県と国の見解が異なることから、災害対策本部内に保管されていた資料、サーバーの記録等の精査や、関係職員からの聴き取り調査等、事実関係の整理を行った。</p>		<p>○福島県地域防災計画(原子力災害対策編)の当面の見直しの進め方及び見直しの概要について、県及び関係13市町村長、福島県市長会、福島県町村会、双葉地方消防本部、福島県消防長、有識者により、審議を行った。</p>		<p>○第1回原子力防災会議原子力災害対策部会における検討結果を踏まえてとりまとめた修正素案(初動対応を中心とした見直し)に関して、パブリックコメントを実施した。</p>		<p>○発災直後から平成23年3月末までの初動対応について、防災関係機関等からのアンケート及びヒアリング結果並びに事故調査報告書における指摘事項や提言に基づき検証を行い、その結果明らかになった課題を取りまとめた。</p>		<p>○福島県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しのステップ1(初動を中心とした見直し)について、第1回部会での審議結果及びパブリックコメント等を踏まえた修正案について審議した。</p>		<p>○福島県地域防災計画(震災対策編、一般災害対策編、事故対策編)及び福島県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について審議を行い、原案どおり了承され、災害対策基本法第40条第4項の規定により、内閣総理大臣へ報告することとされた。</p>			

廃炉に関する新たな安全監視組織の設置について

平成24年12月 7日  
福島県原子力安全対策課



廃炉安全監視協議会

1 廃炉安全監視協議会の概要

- 中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、専門家と県及び関係13市町村※で構成する「**廃炉安全監視協議会**」を設置する。

※ 関係13市町村 = いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- 協議会における協議事項
  - ① 福島第一1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組
  - ② 特定原子力施設の実施計画に基づく取組
  - ③ 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組
  - ④ 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められること
- 協議会が行う国及び東京電力の取組の確認のための調査は、①会議における質疑、②文書による照会（注）、③現地調査（注）により行う。

（注）設置要綱には規定は設けないが、協議会における議論を踏まえ、県の発出文書として、照会や依頼等を行う。

2 協議会の組織

- 協議会の会長は、福島県生活環境部長を充てる。
- 専門の事項を協議するため、知事が選任する「**専門委員**」（15名以内）を置く。

- 「説明者」として、国及び東京電力㈱等の出席を求める。
  - 特定の事項の協議のため、「**部会**」を設けることができる。
    - ① 労働者安全衛生対策部会
      - ・ 廃炉作業従事者の被ばく管理、安全衛生、雇用等に関する事項など
    - ② 環境モニタリング評価部会
      - ・ 発電所周辺モニタリングに関する計画、結果の評価に関する事項など
- その他の部会が必要となった場合は、協議会において協議して設置（要綱改正）する。

### 3 協議会の位置付け

- **県が定める設置要綱**とする。

なお、立入調査等の権限を定める安全確保協定の見直し時に、あらためて協議会の位置付けについて検討する。
- 部会については、組織や運営等の必要事項を、別要綱に定める。

### 4 協議会の権限

- 県と関係市町村との情報共有を目的とする。

なお、立入調査等の権限を定める安全確保協定の見直し時に、あらためて協議会の権限について検討する。

### 5 協議会の構成員

#### (1) 協議会

- 専門家
- 県（生活環境部長、他）
- 関係13市町村（担当部・課長）

#### (2) 部会

- 県（県民安全担当次長又は原子力安全対策課長）
- 関係13市町村（担当部・課長）
- 部会に応じて、専門家や関係機関を加える。

#### (3) 説明者

- 経済産業省
- 原子力規制委員会
- 東京電力

### 6 協議会、部会の開催頻度

- 必要の都度、会議を招集する。
- ※ 協議会とは別に、中長期ロードマップ等の進捗状況の確認のため、県と関係13市町村担当者による会議を開催する。

以上

## 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱

## (目的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた取組について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関する事。
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関する事。
- (3) 東京電力(株)福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組に関する事。
- (4) 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められる事。

## (組織)

第3条 協議会は、知事が選任する学識経験者(以下「専門委員」という。)及び別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会における事項の説明者として、別表2に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (専門委員)

第4条 専門委員は、15名以内とする。

- 2 専門委員の任期は2年以内とする。ただし、現専門委員の任期中に新たに選任された専門委員の任期は、現専門委員の残任期間とする。
- 3 専門委員は、再任することができる。

## (会議)

第5条 協議会の会長は、福島県生活環境部長をもって充てる。

- 2 会長は、必要の都度、会議を招集し、議事の運営に当たる。
- 3 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 協議会に、特定の事項について協議するため、次の部会を置く。

(1) 労働者安全衛生対策部会

(2) 環境モニタリング評価部会

- 2 会長は、必要の都度、部会を招集し、会長が指名する部会長が、議事の運営に当たる。
- 3 部会は、別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。
- 4 会長が必要と認めるときは、専門委員又は関係機関の職員を、部会の構成員とすることができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 部会の協議をもって協議会の協議とすることができる。
- 7 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から実施する。



別表 1

福島県生活環境部

いわき市

田村市

南相馬市

川俣町

広野町

楢葉町

富岡町

川内村

大熊町

双葉町

浪江町

葛尾村

飯舘村

別表 2

経済産業省

原子力規制委員会

東京電力株式会社



## 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会

## 平成24年度 構成員名簿

## (1) 専門委員

氏名	専門	備考
いしだ じゅんいちろう 石田 順一郎	放射線防護	独立行政法人日本原子力研究開発機構 福島技術本部 福島環境安全センター長
おおこし みのる 大越 実	放射性廃棄物 処理	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所バックエンド技術部 次長 福島技術本部 福島環境安全センター兼務
おかじま しげあき 岡嶋 成晃	原子力工学 (原子炉物理)	独立行政法人日本原子力研究開発機構 安全研究センター 副センター長 兼原子力基礎工学研究部門 副部門長
かねもと しげる 兼本 茂	制御工学	公立大学法人会津大学コンピュータ理工学部 教授 (情報システム学部門)
ししど ふみお 宍戸 文男	放射線医学	公立大学法人福島県立医科大学医学部 教授 (放射線医学講座)
たかはし たかゆき 高橋 隆行	ロボット工学	国立大学法人福島大学副学長 共生システム理工学類 教授 (人間支援システム専攻)
てらさか はるお 寺坂 晴夫	機械工学	公立大学法人会津大学 先端情報科学研究センター 教授
なかむら すずむ 中村 晋	地震工学	学校法人日本大学工学部土木工学科 教授
にしむら よしかず 西村 義一	環境放射能	独立行政法人放射線医学総合研究所 客員協力研究員 原子力安全技術センター原子力技術展開事業部 参事
はせがわ まさゆき 長谷川 雅幸	原子力工学 (材料工学)	国立大学法人東北大学金属材料研究所 名誉教授
ふじしろ としお 藤城 俊夫	原子力工学 (機械工学)	財団法人高度情報科学技術研究機構 参与
むらやま たけひこ 村山 武彦	リスク管理論	国立大学法人東京工業大学 教授
やすの たくや 安野 拓也	機械材料工学	いわき明星大学科学技術学部科学技術学科 教授 産学連携研究センター長

(五十音順 敬称略)

## (2) 県、市町村

所 属 機 関	職 名	氏 名
福島県 生活環境部	部 長	あらたけ ひろゆき 荒竹 宏之
〃	次長（県民安全担当）	ふるいち しろうじ 古市 正二
〃 原子力安全対策課	部参事兼課長	こやま よしひろ 小山 吉弘
〃 原子力センター	所 長	やすえ たかひで 安江 高秀
いわき市 行政経営部 原子力災害対策課	課 長	たかほぎ まさと 高萩 正人
田村市 市民部 生活環境課	課 長	わたなべ きよのり 渡辺 清徳
南相馬市 復興企画部 危機管理課	部次長兼課長	にしやち かつとし 西谷地 勝利
川俣町 原子力災害対策課	課 長	さわぐち すすむ 澤口 進
広野町 町民課 福祉環境グループ	グループリーダー	おおわだ しゆん 大和田 俊
楢葉町 環境防災課	課 長	すずき ひろし 鈴木 博
富岡町 生活環境課	課 長	みどりかわ とみお 緑川 富男
川内村 住民課	課 長	よこた よしかつ 横田 善勝
大熊町 企画調整課	課 長	あきもと けいご 秋本 圭吾
双葉町 企画課	参事兼課長	こまだ よしふみ 駒田 義誌
浪江町 災害対策課	課 長	いわの としなが 岩野 寿長
葛尾村 総務課	課 長	まつもと まつお 松本 松男
飯舘村 総務課	課 長	なかいた さかえ 中井田 榮